岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（昭和５７年１１月３０日制定）

一部改正　地保第３９５号
平成４年９月３０日
一部改正　地保第５３４号
平成５年１２月２４日
一部改正　医整第９０６号
平成７年３月１７日
一部改正　医整第２５９号
平成８年７月１２日
一部改正　医整第３０６号
平成９年６月２７日
一部改正　医整第４９４号
平成１０年８月１７日
一部改正　医整第９３７号
平成１１年２月１９日
一部改正　医整第７４４号
平成１１年１２月２日
一部改正　医整第８９２号
平成１２年２月１６日
一部改正　医整第８８８号
平成１３年１月１９日
一部改正　健政第１０２７号
平成１３年３月７日
一部改正　医整第２２２号
平成１３年５月２５日
一部改正　医整第５２２号
平成１３年９月１１日
一部改正　医整第４０６号
平成１４年７月３日
一部改正　医整第９１３号
平成１５年３月５日
一部改正　医整第　４８号
平成１５年４月１日
一部改正　医整第　９２号
平成１５年４月１１日
一部改正　医整第８７０号
平成１６年１月２６日
一部改正　医整第６７１号
平成１６年１０月２９日
一部改正　医整第１０８７号
平成１９年１月１７日
一部改正　医整第５３１号
平成１９年７月１９日
一部改正　医整第４０５号
平成２０年６月６日
一部改正　医整第７６５号
平成２０年８月１４日
一部改正　医整第６１３号
平成２１年７月７日
一部改正　医整第３８７号
平成２２年６月１６日
一部改正　医整第７５５号
平成２３年１０月２７日
一部改正　医整第１１７６号
平成２４年１１月２６日
一部改正　医整第４０１号
平成２５年７月９日
一部改正　医整第１２０８号
平成２５年８月２１日
一部改正　医整第７１１号
平成２７年１０月２９日
一部改正　医整第１６１号
平成２８年５月１１日
一部改正　医整第７２０号
平成２８年１１月２４日
一部改正　医整第３６２号
平成２９年　５月２２日
一部改正　医整第１１７３号
令和元年１０月１０日
一部改正　医整第９５９号
令和２年１２月１日
一部改正　医整第１０３９号
令和３年１２月１日
一部改正　医整第１４７８号
令和４年２月１６日
一部改正　医整第４７８号
令和５年９月１４日
一部改正　医整第７００号
令和６年１１月　１日
一部改正　医整第５３１号
令　和　７　年１０月３１日

一部改正　医整第６５５号 令 和 ７ 年１２月２３日 一部改正　医整第５６６号 令 和 ８ 年１０月１５日			

岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（総則）

第１条　県は、救急医療及びへき地医療の確保並びに医療従事者の養成力の充実を図るため、市町村及び病院の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う医療施設等設備整備事業（以下「補助対象事業」とする。）に要する経費又は当該経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第２条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

（４）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

（５）役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

（７）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助対象事業等）

第３条　補助金の名称、補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経

費」という。）、基準額及び補助金の額は、別表１（基準額のあるものにあっては、別表２）のとおりとする。ただし、１品又は１か所につき算出された額が、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年７月27日付け厚生省発医第117号。以下「国要綱」という。）４の表第６欄及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年５月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱甲」という。）別表４第２欄に定める下限額に満たない設備整備事業については、補助対象事業としないものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。

２　補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定める。

４　補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

（１）補助対象経費の配分の変更（軽微な変更（次に掲げる補助金にあっては、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10％以内の変更）を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア　へき地診療所設備整備費補助金

イ　へき地巡回診療車整備費補助金

ウ　へき地医療拠点病院設備整備費補助金

エ　遠隔医療設備整備事業費補助金

オ　在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金

カ　遠隔ICU体制整備促進事業費補助金

キ　重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援設備整備事業費補助金

（２）補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（３）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

（４）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（５）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用

を図ること。

（６）この補助金に係る補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

（７）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円（市町村以外の者にあっては、30万円）以上の機械及び器具を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年４月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第４の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。

（８）補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の６月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（９）補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。

（10）県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。

（11）補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。

（12）間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

ア　第１号から第６号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ　間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで補助事業者の承認を受けないで間接補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。

ウ　間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具を補助事業者の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第４の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。

エ　間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後５年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が５年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで。以下同じ。）保存すること。

オ　間接補助事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税

額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、その確定額を間接補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の６月30日までに補助事業者に報告すること。この場合において、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

カ　間接補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を補助事業者に返還すること。

キ　間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補助事業者が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(13) 前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。

(14) 第12号の規定により付けた条件により補助事業者に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

２　前項第１号から第３号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第８号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号のとおりとする。

（１）前項第１号の承認　経費配分変更承認申請書（別記第２号様式）

（２）前項第２号の承認　事業内容変更承認申請書（別記第３号様式）

（３）前項第３号の承認　事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）

（４）前項第８号の規定による報告　消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第５号様式）

（補助対象事業の交付決定前着手）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、あらかじめ別記第６号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定により交付決定前着手届を提出した者は、知事から当該着手届を受理した旨の通知を受けるまでは、補助対象事業に着手してはならない。この場合において、交付決定までに生じた損失等は、補助金の交付を受けようとする者の責任とする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（実績報告）

第８条　実績報告書の様式は、別記第７号様式のとおりとする。

２　実績報告書には、別記第７号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月５日のいずれか早い日とする。

４　実績報告書（年度終了に係る実績報告を除く。）を提出するに当たり、補助金に係る消

費税等に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付時期等）

第９条　補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

２　補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第８号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条　規則第４条の申請があった場合において、当該申請をした者が第２条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

２　知事は、規則第５条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第２条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第１項の規定により、当該交付決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第11条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（１）不動産及びその従物

（２）単価50万円（市町村以外の者にあっては、30万円）以上の機械及び器具

（３）その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第12条　補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第９号様式）を作成しなければならない。

２　規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に規定する調書の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降５年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が５年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（書類の提出部数）

第13条　この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。

（１）書面により提出する場合　２部（市町村（岐阜市を除く。）にあっては、３部）
（２）電子ファイルにより提出する場合　１部

（補助対象事業の表示）
第14条　補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附　則
１　この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　次に掲げる要綱は、廃止する。
一　岐阜県へき地中核病院設備整備費補助金交付要綱（昭和53年3月15日付け地保第427号）
二　岐阜県休日診療所設備整備費補助金交付要綱（昭和53年9月12日付け地保第225号）
三　岐阜県病院群輪番制病院設備整備費補助金交付要綱（昭和54年11月2日付け地保第310号）
３　昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成４年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成３年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成５年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成６年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成５年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成８年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成７年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成９年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成８年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成９年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成11年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
２　平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成30年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和２年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和４年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和５年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和６年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和６年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和８年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　令和７年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別　表　１（第３条関係）

補助金の名称	補　助　対　象　事　業	補　助　対　象　経　費	補　　助　　金　　の　　額
へき地診療所設備整備費補助金	へき地保健医療対策事業について（平成13年５月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所の設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の購入費	国要綱４(4)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下同じ。）
へき地巡回診療車整備費補助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、知事から指定を受けたへき地医療拠点病院又は知事から要請を受けた病院若しくは診療所の開設者が行う巡回診療車及び巡回診療用雪上車の整備事業	１　巡回診療車 巡回診療車及び巡回診療用自動車に積載する医療機械器具購入費 ２　巡回診療用雪上車 巡回診療用雪上車及び巡回診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費	国要綱４(2)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
へき地医療拠点病院設備整備費補助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器の整備事業・歯科医療機器等の整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費（歯科医療機器等購入費を含む。）	国要綱４(2)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
遠隔医療設備整備事業費補助金	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について（平成13年４月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知。）に基づき、事業計画の提出のあった医療施設等の開設者が行う遠隔病理診断、遠隔画像診断及び助言、遠隔手術指導並びにオンライン診療装置の整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	国要綱４(4)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について（平成31年２月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知。以下「在宅通知」という。）に基づき、市町村長又は知事が適当と認める者が開設する医療施設並びに在宅通知で定める指定訪問看護事業者及び薬局が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	停電時に貸し出し可能な簡易自家発電装置等の購入費	国要綱４(4)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

遠隔ICU体制整備促進事業費補助金	救急医療対策の整備事業について（昭和52年７月６日発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、知事が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	国要綱４(4)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援設備整備事業費補助金	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について（令和７年３月５日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）に基づき、岐阜県地域医療対策協議会及び岐阜県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援設備整備事業	診療所として必要な医療機器等の購入費	国要綱４(６)ｱにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
休日・夜間急患センター設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、市町村の委託により行う休日・夜間急患センターの設備整備事業	休日・夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
病院群輪番制病院設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、市町村が行う病院群輪番制病院の設備整備事業及び病院の開設者が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対し市町村が補助する事業	病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲６(７)ｲ(ｱ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額（間接補助事業にあっては、国要綱甲６(７)ｲ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助事業者が補助した額とを比較して最も少ない額に３分の２を乗じて得た額の範囲内）
救命救急センター設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの設備整備事業	１　救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品等の購入費 ２　ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２（国要綱甲別表２の第３欄がドクターカーの場合は４分の３）を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

高度救命救急センター設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う高度救命救急センターの設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
小児救急医療拠点病院設備整備費補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児救急医療拠点病院の設備整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
小児集中治療室設備整備費補助金	岐阜県小児集中治療室整備事業実施要綱（平成24年11月26日医整第1176号）に基づき、市町村、公的団体その他知事が適当と認める者が行う小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器の購入費	国要綱甲６(７)ｳ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
小児医療施設設備整備費補助金	周産期医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知。以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児医療施設の設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器等を含む。）の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
周産期医療施設設備整備費補助金	周産期医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設設備整備事業	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
基幹災害拠点病院設備整備費補助金	災害医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の整備事業	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲６(７)ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	国要綱甲６(７)ｹ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

地域災害拠点病院設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う地域災害拠点病院として必要な医療機器等の整備事業	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲６（７）ｱ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	国要綱甲６（７）ｹ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行うＮＢＣ災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の整備事業	ＮＢＣ災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	国要綱甲６（７）ｷ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
災害拠点精神科病院等設備等整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、日本ＤＰＡＴを有する病院の開設者が行う災害時の精神科医療の確保に必要な診療設備等の整備事業	日本ＤＰＡＴを有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	国要綱甲６（７）ｺ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備費補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、災害・ 感染症医療業務従事者を派遣する病院の開設者が行う災害時の医療の確保に必要な診療設備等の整備事業	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	国要綱甲６（７）ｼ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車輌（緊急車輌に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	国要綱甲６（７）ｼ(ｲ)aにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
人工腎臓装置不足地域設備整備費補助金	人工腎臓装置の不足地域における整備について（昭和59年９月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知）に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行う人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置の購入費	国要綱甲６（７）ｹ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

内視鏡訓練施設設備整備費補助金	内視鏡訓練施設整備事業の実施について（平成17年３月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知）に基づき公的団体その他知事が適当と認める者が行う内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置等の購入費	国要綱甲６（７）ｾ(ｱ)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額

別　表　２（第３条関係）

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
がん診療施設設備整備事業費補助金	がんの診断及び治療を行う病院の設備整備事業（地方公共団体及び地方独立行政法人が整備する事業を除く。）	がん診療施設として必要ながんの医療機器、臨床検査機器等の購入費	１か所当たり 32,400千円 （１品目の価格が、54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲内の額を加算することができる。）	補助対象経費と基準額の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
医学的リハビリテーション施設設備整備事業費補助金	日本赤十字社及び岐阜県厚生農業協同組合連合会が行うリハビリテーション施設の設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の購入費	１か所当たり 10,800千円	補助対象経費と基準額の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

別　記

第１号様式（第４条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度　　補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　金　　円

２　経費所要額調（別紙１）

３　事業計画書（別紙２）

４　当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）

５　医療機器等のカタログ及び見積書

６　その他参考となる書類

別　紙　1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名(　　)

区　　分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引事業費	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助基本所要額	仕入れに係る消費税等相当額	県補助所要額
(直接補助事業) 施設名	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計											
(間接補助事業) 施設名											
計											
合　　計											

(注)　1　「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
　　2　「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
　　3　「県補助基本額」欄は、次により記入すること。
　　ア　直接補助事業の場合　…　「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
　　イ　間接補助事業の場合　…　「差引事業費」と「選定額」と「市町村補助額」とを比較して最も少ない額を記入すること。
　　4　「県補助基本所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること(千円未満切り捨て)。
　　5　補助対象事業が直接補助事業のみの場合は、「間接補助事業」欄及び「市町村補助額」欄の記入を要しない。
　　6　「県補助所要額」欄には、「県補助基本所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を控除した額を記入すること。

別　紙　2

事　業　計　画　書

1　施設の名称及び所在地

2　事業の種類(補助金名)

3　設備整備の内容

品　　名	銘　柄	規　格	員　数	単　価	金　額	設置場所	備　考
1　補助対象事業分				円	円		
小　　計	－	－	－	－		－	
2　補助対象外事業分							
小　　計	－	－	－	－		－	
合　　計	－	－	－	－		－	

第２号様式（第５条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度　　補助金に関する

事業経費配分変更承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業に要する経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

第３号様式（第５条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度　　補助金に関する

事業内容変更承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

第４号様式（第５条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度　　補助金に関する

事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

第５号様式（第５条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定があった補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　岐阜県補助金等交付規則第１４条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金　　円

２　補助金の確定時に減額した消費税等に係る仕入れ控除税額（Ａ）

金　　円

３　消費税等の申告により確定した消費税等に係る仕入控除税額（Ｂ）

金　　円

４　補助金返還相当額（Ｂ－Ａ）

金　　円

注：参考となる資料（２の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第６号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

岐阜県知事　様

住　　所
補助事業者名
代表者氏名

年度　　補助金に関する事業交付決定前着手届

岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、別記条件を了承の上、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合においても、異議を申し立てません。

記

１　施設名称

２　総事業費

３　事業概要

４　着手予定年月日

５　完了予定年月日

６　交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

（１）知事から受理通知を受けるまでは、着手しないこと。
（２）交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、申請者が負担すること。
（３）補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと。
（４）当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。
（５）事前着手であっても、関係法令・規則等を遵守すること。

第７号様式（第８条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

年度　　補助金に関する

事業実績報告書

年度　　補助金に関する事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金精算額　　金　　円

２　経費所要額精算書（別紙１）

３　事業実績報告書（別紙２）

４　当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（当該補助対象事業の決算額を備考欄に記入すること。）

５　契約書の写し及び検収調書の写し

６　その他参考となる書類

別　紙　1

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名（　　）

区　　分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引事業費	対象経費の実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	消費税等に係る仕入控除税額	要県補助額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過（△）不足額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
（直接補助事業） 施　設　名														
計														
（間接補助事業） 施　設　名														
計														
合　　計														

（注）　1　「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
2　「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
3　「県補助基本額」欄は、次により記入すること。
ア　直接補助事業の場合　…　「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
イ　間接補助事業の場合　…　「差引事業費」と「選定額」と「市町村補助額」とを比較して最も少ない額を記入すること。
4　「県補助所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額と「県補助交付決定額」とを比較して少ない方の額を記入すること（千円未満切り捨て）。
5　補助対象事業が直接補助事業のみの場合は、「間接補助事業」欄及び「市町村補助額」欄の記入を要しない。
6　「要県補助額」欄には、「県補助所要額」から「消費税等に係る仕入控除税額」を控除した額を記入すること。

別　紙　2

事　業　実　績　報　告　書

1　施設の名称及び所在地

2　事業の種類(補助金名)

3　設備整備の内容

品　　名	銘　　柄	規　　格	員　数	単　　価	金　　額	設　置　場　所	備　　考
1　補助対象事業分				円	円		
小　　計	－	－	－	－		－	
2　補助対象外事業分							
小　　計	－	－	－	－		－	
合　　計	－	－	－	－		－	

第８号様式（第９条関係）

番　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

補助事業者名

代表者氏名

発行責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先（電話番号）：

年度　　補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度　　補助金

振込みは、下記へお願いします。

金融機関本（支）店名

口座名義人

普通・当座預金の別

口座番号

第9号様式(第12条関係)

年　度　補　助　金　調　書

厚生労働省所管　　(地方公共団体　　)

国			地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円			円	円	円	円	円	
(項) 医療提供体制基盤整備費 (目) 医療施設等設備整備費補助金													

1　「地方公共団体」の「科目」欄は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。

2　「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3　「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。